

指定保育士養成施設における 保育実習の実施基準について

平成13年6月29日 雇児発第439号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第39条の2第1項第3号に規定する指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法については、今般、「児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号。以下「告示」という。）により新たに定められたところであるが、これに基づく保育実習の履修方法等については、別紙「保育実習実施基準」によることとし、平成14年度の入所者から適用する。ただし、平成13年度以前の入所者については、従前の例によることとする。

[別紙]

貴職におかれては、指定保育士養成施設の行う実習施設の選定その他保育実習の実施が円滑かつ適正に行われるよう必要な協力を行うとともに、管下の市町村及び児童福祉施設等に対しても、必要な協力を依頼する等、その適正な実施に特段の御配慮をお願いする。

なお、この件については、すみやかに管下の指定保育士養成施設の所長宛に通知されたい。

おって、「保母養成所における保育実習の実施基準について」（平成3年7月5日児発第621号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

保育実習実施基準

第1 保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

第2 履修の方法

- 1 保育実習は、次表の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

実習種別 (第1欄)	履修方法 (第2欄)		実習施設 (第3欄)
	単位数	施設におけるおおむね の実習日数	
保育実習 (必修科目)	5 単位	20日	A
保育実習 (選択必修科目)	2	10日	B
保育実習 (選択必修科目)	2	10日	C

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

(A) ...保育所及び乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）又は心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号に規定する福祉施設

(B) ...保育所

(C) ...児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く）

備考2 保育実習（必修科目）5単位の履修方法は、実習に関する事前及び事後指導1単位のほか、保育所における実習2単位及び、その他（A）に掲げる保育所以外の施設における実習2単位とする。

- 2 保育実習を行う児童福祉施設等及びその配当単位数は、指定保育士養成施設の所長が定めるものとする。
- 3 保育実習を行う時期は、原則として第2学年の期間内とし、夏期、冬期等の所定の休日の過半数をこえてこれに充ててはならないものとする。また、保育実習は児童福祉施設等において行われるものに限られるから、修学旅行、夏期キャンプ等の時間を単位に算入することはできないものとする。
- 4 実習施設に1回に派遣する実習生の数は、その実習施設の規模、人的組織等の指導能力を考慮して定めるものとし、多人数にわたらないように特に留意するものとする。
- 5 指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学

年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画には、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等が明らかにされなければならないものとする。

第3 実習施設の選定等

- 1 指定保育士養成施設の所長は、実習施設の選定に当たっては、実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいことから、特に施設長、保育士の資格を有する職員その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めるものとする。
- 2 指定保育士養成施設の所長は、児童福祉施設以外の施設を実習施設として選定する場合に当たっては、保育士の資格を有する職員が直接入所者の指導に従事している施設を選定するものとする。なお、その施設の設備に比較的余裕があること、実習生の交通条件等についても配慮するものとする。
- 3 指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させることとし、また、実習施設においては、その長及び保育士の資格を有する職員のうちから実習指導者を定めるものとし、これらの実習指導者は相互に緊密な連絡をとり、保育実習の効果を十分発揮するように努めるものとする。